

仕様書

1 業務名

福岡市ペットボトルリサイクル（ボトル to ボトル）事業（ペットボトルベール売買）

2 業務概要

事業者は、以下の内容を実施する。

- ・本市のペットボトルベール品を国内においてペットボトルへリサイクルする。
- ・運搬、リサイクル処理、製造販売、残渣・異物処理のルートを構築する。
- ・熱や電気等のエネルギー使用を抑え、石油由来のペットボトルに比べ再生ペットボトル生産の過程で排出される温室効果ガス排出量を削減する。
- ・事業期間中および終了時にリサイクル状況等の報告を行う。

3 所管課

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市環境局循環型社会推進部計画課

4 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 売却物件

本市の空きびん・ペットボトル選別等処理施設で成形されたペットボトルベール

(ペットボトルベールについて)

- ・ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や標準パレット(1,100mm×1,100mm 角)への適合性から次の 3 種類のいずれかの寸法による。

寸法※	重量	結束材
① 600×400×300mm	15～20kg	PP または PET バンド
② 600×400×600mm	30～40kg	同上
③ 1000×1000×1000mm	180～230kg	同上

※寸法欄の 600×400mm、1000×1000mm は、プレス金型の寸法を示す。

実際のベールの寸法はこれより多少大きくなる。

なお、令和 7 年度におけるペットボトルベールの性状は以下のとおり。

- ・体積目安：0.6m×0.4m×0.3m
- ・重量：約 20kg
- ・結束材：PP バンド

6 ペットボトルベールの予定数量

4, 212 t

提示した数量は、予定数量であって、福岡市内のごみの排出状況により増減することがある。

7 契約方法

1 t当たりの単価契約とする。

8 ペットボトルベールの引渡しについて

(1) 引渡し場所

ペットボトルベールの引取り場所は、以下のとおり。

施設名：空きびん・ペットボトル選別等処理施設（西部）（（株）環境開発所有）

所在地：福岡市西区太郎丸 801 番地 1

(2) 搬出

ペットボトルベールの搬出にあたっては、環境保全上支障のないよう確実な管理、取扱いを行うとともに、ペットボトルベールの保管施設の職員の指示により行うものとする。ただし、甲は甲の業務の都合上のやむを得ない事情が生じたときは、搬出時間を変更することがある。

なお、乙は、前項の規定によりペットボトルベールを搬出する場合においては、保管施設の業務に支障がないよう、速やかにペットボトルベールを搬出すること。

(3) 計量

ペットボトルベールの計量は、甲の空きびん・ペットボトル選別等処理施設内に設置する計量機により行うものとする。この場合において、計量を行ったときは、その都度、甲の職員より伝票を受け取ること。※ トラックスケールの積載寸法：10.5m×3.0m

(4) 車両

乙は、契約履行開始前に、本市分のペットボトルベールの引取りを行うために使用する運搬車両について、引取車両一覧を作成し、福岡市に提出すること。また、契約履行期間中に運搬車両に変更が生じる場合には、あらかじめ変更届を作成し、福岡市に提出すること。（別紙1）

9 売却量の決定方法

乙から受領する報告書及び甲の空きびん・ペットボトル選別等処理施設で計量を行った結果により、引取重量の確認を行い、売却量を確定する。

10 ボトル to ボトルリサイクルの手法等

リサイクルの手法は指定しないが、ペットボトルへのリサイクル率を90%以上とすること。

11 ペットボトルベール引取りに係る報告書の提出

ペットボトルベールの引取りについて、福岡市の指示する様式で引取量報告書（別紙2）を1月単位で作成し、翌月10日までに福岡市へ提出すること。

12 ボトル to ボトルリサイクルに係る報告書の提出（リサイクル率に関する報告）

福岡市から引き取ったペットボトルペールに関するボトル to ボトルリサイクルの実績について、福岡市の指示する様式で再製品化実績報告書（別紙3）を四半期単位で作成し、四半期末月の翌月10日までに福岡市へ提出すること。

また、年度分の報告書（第4四半期分）については、翌年度8月末日までに提出すること。

なお、リサイクル率については、計算方法などを数値の根拠となる挙証書類（調査機関の分析資料写し可）を添付すること。

13 ボトル to ボトルリサイクルに係る報告書の提出（温室効果ガス排出量に関する報告）

石油由来のペットボトルに比べ、再生ペットボトルの生産過程（運搬～ペットボトル製品化）で排出される温室効果ガス排出量の削減効果、削減率に係る1年間の報告は、翌年度8月末日までに提出すること。

なお、削減効果、削減率については、計算方法などを環境負荷低減の観点で分かりやすく記載するとともに、数値の根拠となる挙証書類（調査機関の分析資料写し可）を添付すること。

14 売却代金の支払い

事業者は、四半期ごとに、該当期間分の搬出実績に基づき、福岡市に対し売却代金の支払いを行うものとする。なお、売却代金は、該当期間分の搬出量（少数第2位までのトン数）に単価を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。

15 不適物処理

再資源化の過程において発生する不適物については、乙の責任において適正に処理すること。また、不適物処理に係る費用は、乙の負担とする。

16 提出書類様式

別紙1 引取車両一覧及び変更届

別紙2 引取量報告書

別紙3 再製品化実績報告書

18 その他

- (1) 福岡市との意思疎通が十分可能で、かつ、委託業務を滞りなく適切に遂行できる人員体制を整えること。また、機密保持等を確実に実施できる管理体制及びトラブル等の発生に対する危機管理体制を確立すること。
- (2) 関係法令はじめ福岡市が示す資料等に基づき適切に業務を遂行すること。
- (3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、福岡市と協議し、業務を進める。